



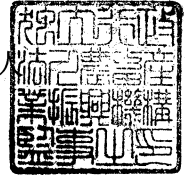
25農畜機第1189号
平成25年6月11日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤純二 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
監事 柳澤茂



独立行政法人農畜産業振興機構
監事 渡部裕



監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、幹部会等重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部及び地方事務所（札幌、鹿児島及び那覇事務所）において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室からの内部監査の実施状況の報告及び会計監査人からの会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況、随意契約見直し計画を中心とした契約の状況及び情報開示の状況等については、前年度に引き続き特に留意して監査を実施しました。

2 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

- (1) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 事業報告書は、中期計画及び年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 役職員の業務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

3 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

(1) 内部統制の状況について

今年度監査においては、中期目標に基づき法令を遵守しつつ独立行政法人のミッションを効果的かつ効率的に果たすべく組織が整備・運用されているかということ念頭に置き、各部署の管理職から年度計画に基づく業務実績の報告を聴取するとともに、昨年につき35名の非管理職との面談を通じて機構における内部統制の状況を確認いたしました。

① ガバナンス

機構においては、中期目標・中期計画・年度計画に関し部門毎に“具体化推進シート（工程表）”を作成し、四半期毎に理事長以下全役員による評価・点検が行われ、目標達成に向けて都度具体的かつ適切な指摘・指示が行われています。

また、今年度からは毎週月曜日に全役員に一部幹部職員を加えて幹部会を開催しており、理事長からの指示伝達や業務に関連する報告や情報・意見交換などが行われております。前年度は部長職以上が参加し毎月2回開催していましたが、人数が絞り込まれたことで毎週の開催が可能になり、意見交換も活発になった等の効果が見られています。幹部会後に資料等をイントラネットに掲載するとともに、各役員が担当する部門の管理職を集め幹部会の詳細を話し合う

などしており、良好な“統制環境”並びに“情報と伝達の仕組み”は構築されているものと判断します。

② コンプライアンスの推進

副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の下で、各部門の担当理事によるコンプライアンス意見交換会、内部監査時のコンプライアンスチェックシートによる確認や DVD 視聴、新規採用者・採用内定者・管理職昇任者らに対する研修、四半期毎のコンプライアンス推進の日の制定などの活動をしており、コンプライアンス意識が次第に浸透してきている点は評価できます。

ただし、パワハラ・セクハラなどのハラスメントについては社会的コンセンサスもまだ成熟していない中で個人により認識に相当大きな差があります。今後とも各種ツールの活用や更なる工夫を継続しながら、社会環境の変化に注視しつつ根気よく活動を続ける必要があると考えます。

③ 情報セキュリティ

情報セキュリティの最大課題であった ID カードキーによる執務室への入室管理の導入や臨時職員まで含めた情報セキュリティ教育の実施など大きく改善されました。今後とも継続した取組みを期待します。

(2) 契約の状況

① 随意契約の見直しの状況

機構においては、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置するなど、従前から随意契約の適正化に努めてきたところですが、平成19年12月には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に基づき、更なる契約の適正化を目指して随意契約見直し計画が策定され、平成18年度実績をもとに、事務所の賃貸借契約や補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものを除き、順次競争性のある契約に移行してきました。

更に、平成21年11月には「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、機構内に外部有識者等によって構成する契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・監視体制を整備するとともに、新たに平成20年度実績をもとに、競争性のない随意契約の見直しの徹底や後述の1者応札の解消等を図るため、随意契約等見直し計画を策定し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約に移行することとしてきました。また、随意契約の見直し等に関しては、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においても同様

にその見直し等が求められています。

この随意契約の見直しについては、表1のとおり競争性のない随意契約は、平成18年度には件数で59件（シェア44.7%）であったものが、平成24年度では18件（シェア11.9%）に減少しています。この18件については、事務室の賃貸借契約や補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものとなっています。このように見直しの成果が現れ、評価できるものとなっていますので、今後においても、競争性のない随意契約の削減に向けて更なる徹底を図り、競争性・透明性の確保に努めていくべきものと考えます。

(表1) 随意契約見直しの状況

(単位：件、百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争性のある契約	競争入札	56	5,502	68	11,569	87	9,279	96	4,059	104	9,427	136	8,801	126	6,579
	企画競争・公募	17	257	22	203	31	233	21	201	12	125	16	206	7	52
	小計	<55.3> 73	<88.3> 5,759	<72.0> 90	<95.0> 11,772	<86.1> 118	<94.4> 9,513	<87.3> 117	<89.3> 4,260	<89.9> 116	<95.2> 9,552	<88.4> 152	<95.0> 9,007	<88.1> 133	<93.4> 6,631
競争性のない随意契約	<44.7> 59	<11.7> 760	<28.0> 35	<5.0> 619	<13.9> 19	<5.6> 567	<12.7> 17	<10.7> 511	<10.1> 13	<4.8> 483	<11.6> 20	<5.0> 472	<11.9> 18	<6.6> 465	
合 計	<100.0> 132	<100.0> 6,519	<100.0> 125	<100.0> 12,391	<100.0> 137	<100.0> 10,080	<100.0> 134	<100.0> 4,771	<100.0> 129	<100.0> 10,034	<100.0> 172	<100.0> 9,479	<100.0> 151	<100.0> 7,096	

(注)上段<>書は、構成比(%)である。

なお、調達契約ではありませんが、砂糖勘定及びでん粉勘定における短期借入金の借入れについても競争契約が実施され、平成24年度の平均借入利率は、同期間の短期プライムレートに比べてみても、より有利な条件での資金調達が行われ、支払利息の縮減が図られているものと考えます。

(参考) 砂糖勘定及びでん粉勘定における資金調達の平均借入利率

区 分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定
平均借入利率	0.619%	0.616%	0.371%	0.459%	0.203%	0.304%	0.146%	実績なし	0.140%	実績なし
短期プライムレート	1.875~1.475%		1.475%		1.475%		1.475%		1.475%	

② 1者応札解消の取組み

競争性のない随意契約を見直し競争性のある契約に移行していくと同時に、競争性のある契約方式を採用したとしても、1者のみが応札・応募するというのでは、実質的な競争原理が働かないとの問題意識を契機として、競争によるメリットを十分に享受するとともに、契約手続きの透明性をより高めるとの観点から、機構においては、平成20年9月以降1者応札の可能性のある契約について、次のような措置を講じています。

○ 1者応札解消（競争参加者の増加）のために講じた措置の概要

- ・競争参加資格の緩和（参加資格については幅広く対象）
- ・十分な公告期間の確保（公告から入札までの期間を延長）
（入札の場合：10日間→20日間、企画競争の場合：20日間→30日間）
- ・仕様書の見直し（システムの更新や改修の場合は、現行システムの情報を開示する旨を仕様書等で明示）
- ・入札案件の周知（ホームページ等で周知）
- ・前広な入札予定情報の事前公表
（毎年度定例的に発生する契約について、年間入札予定情報を公表）

また、入札説明会には複数の参加者があったものの結果的に1者応札となった事案で、入札に参加しなかった者に対してアンケート調査を実施し、不参加理由を分析・検証し、改善策等の具体化を図っていくという試みも始めています。

このような取組みの結果、表2のとおり、競争性のある契約件数全体に占める1者応札件数の割合は、平成19年度には30.0%（27件）であったものが、平成24年度では11.3%（15件）に改善されているところですが、今後においても、競争性・透明性の確保のためにも1者応札解消への取組みの更なる充実を期待します。

(表2) 1者応札の状況

(単位：件)

契約方式	入札・応募者	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般競争入札	1者	14	14	9	8	9	15
	2者以上	39	51	70	81	112	105
	計	53	65	79	89	121	120
指名競争入札	1者	0	0	0	0	0	0
	2者以上	15	22	17	15	15	6
	計	15	22	17	15	15	6
企画競争・公募	1者	13	10	5	3	4	0
	2者以上	9	21	16	9	12	7
	計	22	31	21	12	16	7
合 計	1者	<30.0> 27	<20.3> 24	<12.0> 14	<9.5> 11	<8.6> 13	<11.3> 15
	2者以上	<70.0> 63	<79.7> 94	<88.0> 103	<90.5> 105	<91.4> 139	<88.7> 118
	計	<100.0> 90	<100.0> 118	<100.0> 117	<100.0> 116	<100.0> 152	<100.0> 133

(注) 上段<>書きは、構成比(%)である。

(3) 給与水準適正化等の取組み

独立行政法人の給与水準等については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、人件費の総額の削減(平成17年度に比べ、平成18年度以降5年間で5%以上の削減)に取り組むこと、また、給与水準については、国民の納得が得られる説明と社会的に理解が得られる水準とすること等が要請されています。

機構では、これらを達成するため、平成17年から計画的・段階的な給与の引下げを行うなどの“給与構造の見直し”の取組みを実施しているほか、新たな人事管理制度として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオフ制度や業務専門職の導入等、相当に厳しい努力が払われています。

このような種々の取組みを行ってきた結果、人件費の総額の削減については表3に示すように、役職員の給与・報酬等の支払総額は、平成24年度実績見込みにおいて、“平成17年度実績と比較して、翌年度以降の5年間で5%以上の削減”を基本とし、平成23年度まで継続するとした削減目標(平成24年度は平成17年度を基準として6%削減)を大幅に上回る削減となっています。

また、給与水準の適正化については表4に示すように、平成24年度における対国家公務員（地域・学歴勘案）ラスパイレス指数は、平成18年度の114.1と比較し、12.8ポイント低下した101.3（仮集計値）となっており、中期目標に掲げる“国家公務員と同程度の給与水準”という水準にまで着実に低下しています。

今後においては、国家公務員の給与水準を十分考慮しつつ、これまで行ってきた種々の取組みについて、検討を行っていくべきと考えます。

(表3) 役職員の給与・報酬等支払総額の推移

(単位:百万円)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
								(見込み)	17' →24'
給与・報酬等 支 払 総 額	2,189	2,161	2,090	1,992	1,895	1,830	1,821	1,664	<▲24.0%> ▲525

(注) 法定福利費、退職手当を除いた給与・報酬等の支給総額である。

(表4) ラスパイレス指数の推移

年 度	18年度	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
			増▲減		増▲減		増▲減		増▲減		増▲減		増▲減
対:国家公務員 (地域・学歴勘案)	114.1	111.9	▲2.2	110.9	▲1.0	107.1	▲3.8	105.4	▲1.7	103.6	▲1.8	101.3	▲2.3

(注) 24年度は仮集計値。(18' →24' ▲12.8ポイント)

(4) 補助事業実施主体の公募の取組み

機構の各種補助事業については、効果的かつ透明性の高い事業の実施ということから、その事業実施主体の選定においても競争性を高めるため、平成20年度予算分から事業実施主体の公募制が導入されました。

この事業実施主体の公募は、

- ・ 法令等により事業実施主体が特定されているものや、継続事業であって終期末到来のもの等について公募方式を採用することが適切でない事業を除き、原則として全ての事業を公募により事業実施主体を決定する
- ・ 事業実施主体は、外部有識者で構成される審査委員会で審査のうえ決定される
- ・ 1者のみの応募の事業であっても審査を行い、評価の結果が基準点に満たない場合は採用しない

というような公正かつ公平な基準のもとで実施されています。

更に、新規参入希望者に門戸を広げ多くの応募を募り競争性を高める観点か

ら、広報活動等による周知を図り、十分な公募期間の確保、公募要件の緩和等の取組みを行っています。

今後においても、補助事業実施主体の選定手続き等が逐次改善され、より透明性が確保されたものとなっていくことを期待します。

(5) 情報開示の状況

「独立行政法人通則法」(平成11年7月16日法律第103号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)等により、公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

このほか、農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにより積極的に開示されています。

なお、ホームページへのアクセス件数の状況(表5)については、平成24年度実績が608万件となっており、前年度に比べると5.8%の増となっています。

アクセス件数の多さだけではなく、何よりその内容が重要であると考えますので、今後においても、閲覧者の利用しやすさの向上、情報の充実を図るなどして、更に情報の開示が進展していくことを期待します。

また、平成20年6月からは、メールマガジンの配信を開始し、機構から国民等への情報発信の強化に努めており、このような積極的な取組みは大変評価される所です。配信を開始してまだ日は浅いところではありますが、引き続き紙媒体での情報誌の発行部数の増加抑制等を考慮しつつ、認知度を高める工夫を行うなどをして充実させていくことを期待します。

(表5) 機構ホームページへのアクセス件数

(単位:万件)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
							増▲減	
アクセス数	543	670	604	637	544	575	608	<5.8%> 34

(6) その他特別な事案への対応

独立行政法人から高額・不明朗な支出が公益法人等に会費という名目・形式により行われているのではないかの指摘がなされ、その適正化・透明性を強化する観点から、平成24年度以降見直しを図っていくことが行政改革実行本部において決定(平成24年3月23日)されました。

これを受け機構においては、年度開始からの執行に間に合うよう速やかに点検・見直しを行っています。

この点検・見直しにおいては、機構の目的・事業に照らし、業務の執行に真に必要なものとなっているかどうかを精査しています。

その結果、退会したもの、あるいは口数を減らしたものの等の見直しがなされ、いくつかの事案について改善が図られています。

今後においても、本見直し方針の趣旨を踏まえ、継続して点検・見直しを図っていく必要があると考えます。

最後に、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの第2期中期目標期間における中期計画で定められた項目は、達成されたものと認められます。

機構においては、理事長はじめ役員及び幹部職員が直接四半期毎に計画に係る業務の進捗状況の点検・評価等のヒアリングを実施しており、このチェックの仕組みが計画達成に有益であったと考えます。

この仕組みは、次期中期目標期間においても継続していくべきものと考えます。